

園や学校と保護者、関係機関等がしっかりとつながり、ともに子どもたちを支えましょう。

～切れ目ない一貫した支援のために～

園や学校で保護者と先生が協力して「個別の教育支援計画」や「移行支援シート」等を作成し、効果的な支援を就学先・進路先へ引き継ぎます。



移行支援シート及び特別支援教育についての Q&A はこちらから閲覧できます。

●一人で悩まないで、相談してみましよう。

お子様の発達等にかかわる熊本市の主な相談機関

お気軽にご相談ください

発達や就学、不登校等に関すること（年長児から）	熊本市教育委員会 総合支援課 教育相談室 (こどもセンター あいばるくまもと2階)	☎ 096-362-7070 FAX 096-362-7001
18歳までの子どもの発達に関すること	熊本市子ども発達支援センター (ウエルパルクまもと2階)	☎ 096-366-8240 FAX 096-366-8260
発達障がいに関すること	熊本市発達障がい者支援センター みなわ (ウエルパルクまもと2階)	☎ 096-366-1919 FAX 096-366-1900
学校教育に関するあらゆる相談	学校教育コンシェルジュ (こどもセンター あいばるくまもと2階)	☎ 096-362-7171 FAX 096-362-7001
子ども・若者に関するあらゆる相談	熊本市子ども・若者総合相談センター (ウエルパルクまもと2階)	☎ 096-361-2525
子どもの養育、非行や虐待等に関すること	熊本市児童相談所 (こどもセンター あいばるくまもと3階)	☎ 096-366-8181 FAX 096-366-8222
特別支援教育全般に関すること	熊本市教育委員会 総合支援課 特別支援教育室	☎ 096-328-2743 FAX 096-323-8355
健康に関すること (小学校区担当の保健師がいます)	中央区役所保健子ども課	☎ 096-328-2419 FAX 096-322-3781
	東区役所保健子ども課	☎ 096-367-9134 FAX 096-367-9303
	西区役所保健子ども課	☎ 096-329-1147 FAX 096-329-1323
	南区役所保健子ども課	☎ 096-357-4138 FAX 096-357-4353
北区役所保健子ども課	☎ 096-272-1128 FAX 096-272-0900	
	身体障害者手帳・療育手帳等 福祉制度の相談に関すること	各区役所の福祉課へお問い合わせください。

熊本市教育委員会 総合支援課 特別支援教育室

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

☎ 096-328-2743

FAX 096-323-8355

特別支援教育 家庭・地域啓発リーフレット

小学校版

子ども一人一人の理解と支援のために

～ともに支える特別支援教育をめざして～



特別支援教育とは…

障がいのある子どもを含め、特別な配慮を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

熊本市教育委員会

子どもを理解することからはじめましょう。

例えば、こんなことはありませんか？

活動のなかで

- 1対1で話すと分かるが、集団の中では話の内容が分からないことがある。
- 聞いたことを忘れることがある。
- 落ち着きがなく、活動中に席を立てしまう。
- 忘れ物が多い。

生活のなかで

- 物をなくすことが多く、片付けが苦手である。
- 同じ間違いを何度も繰り返してしまう。
- こだわりが強く、予定の変更を嫌がる。
- 友達とすぐけんかになってしまう。

遊びのなかで

- 一人で遊んでいることが多い。
- ゲームの勝ち負けに強いこだわりがある。
- 冗談を言葉どおりに受け取ってしまうことがある。
- 興味があるものに熱中すると、話しかけられても気づかないときがある。



周囲の正しい理解と適切な支援が必要です。

小さなサインを見逃さないようにしましょう。

子どもの言葉や行動、態度の中から「困っているよ」「手伝って」「ちょっと助けて」というメッセージを受け止めましょう。

子どもの得意なことや、よいところに目を向けましょう。

どの子どもにも個性があります。一人一人の得意なことや特性をしっかりと見て、自信や意欲が高まるようにほめましょう。

子どもが安心して活動できる環境を整えましょう。

はじめに手順を説明する、写真や絵カードを用意する、不安定になった時にゆっくりできるスペースを作っておくなど、安心して学習し、行動できる環境になるよう工夫しましょう。



学校ではこんなことに配慮しています。

合理的配慮の具体例

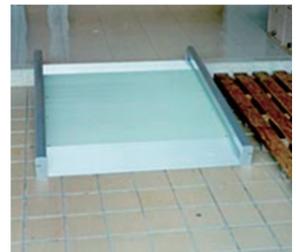
- 学習の流れ
- ①めあて
 - ②考える
 - ③まとめ
 - ④たしかめ
 - ⑤ふりかえり



活動に見通しをもちやすくする配慮



摩擦音を軽減する配慮



車いすで通りやすくする配慮

※平成28年4月障害者差別解消法が施行。

学校全体で、特別支援教育を推進しています。

お子様の学校生活、学習、将来の進路などで気になるときは…

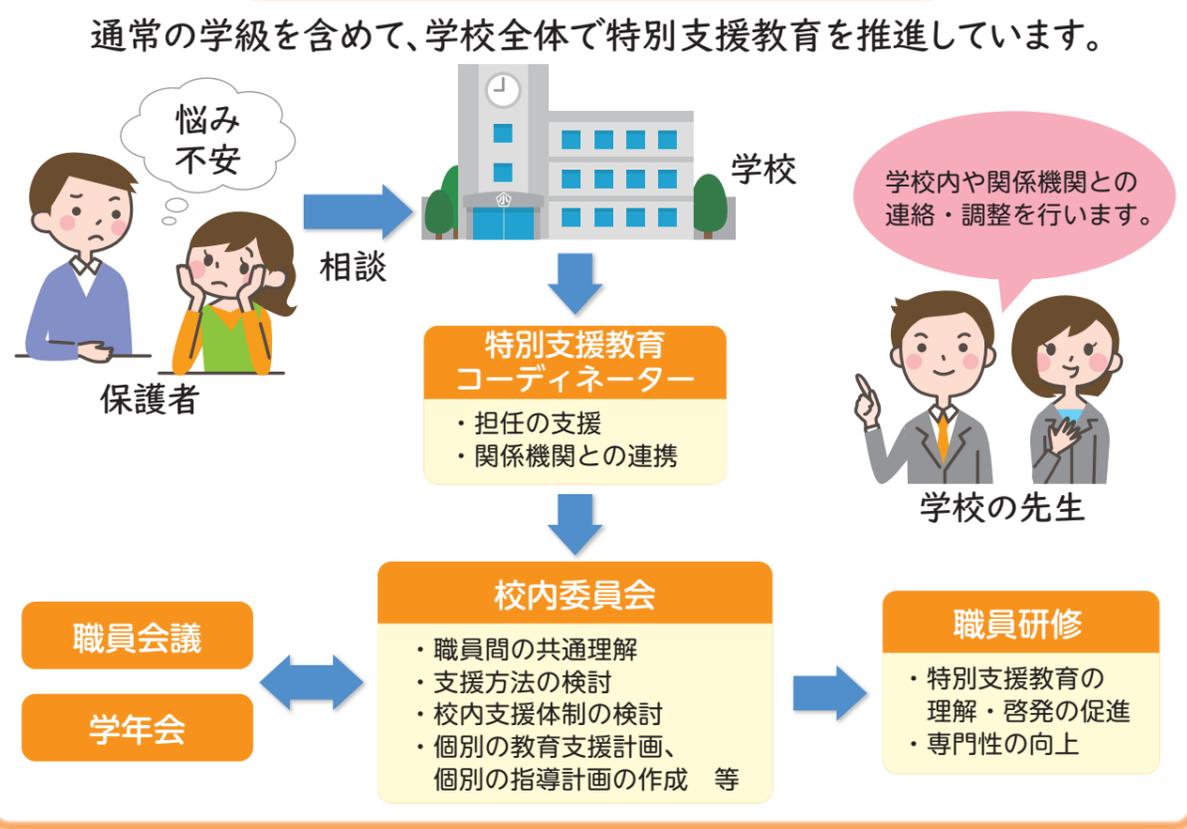
まずは、学校へご相談ください。

学校の相談窓口

- 学級担任
- 特別支援教育コーディネーター
- 学年主任や養護教諭
- 教頭 など

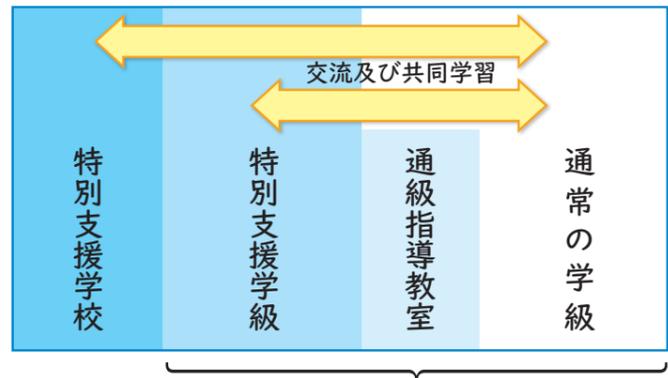


小学校における校内支援体制



連続性のある多様な学びの場があります！

お子様の特性等に応じて学ぶことができます。



【特別支援学級】
障がい種別の少人数学級です。

【通級指導教室】
通常の学級に在籍し、週1回程度、自校または他校で指導を受けます。
※市内25校に設置 (R3.5.1現在)

※学びの場の見直しについては、在籍校へご相談ください。

※学校ごとに、設置している特別支援学級の学級種が異なります。